

わきざし めい おうしゅうなんぶくりばやしじゅうかみきよてる  
脇差 銘 奥羽南部栗林住神清照

指定種別：市指定文化財

指 定 日：昭和 53 年 11 月 28 日

所 在 地：個人蔵

制 作 年：享保年間（江戸時代中期）

寸 法：刃長 45.6 cm 反り 1.2 cm

銘 文：奥羽南部栗林住神清照



栗林では桐善兵衛（吉里吉里善兵衛こと前川善兵衛か？）により、寛永 3 (1663) 年～享保 10 (1725) 年まで鉄山が経営されており、また享保年間 (1716～1735) 栗林神の前で「ほど」（火床）を用い延鉄を精錬した記録があります。

鉄の産地には刀工が移住してきますが、この脇差は、奥羽南部栗林住神清照と地元の刀工による作品で、釜石地方に刀工がいたことを示す貴重な資料です。